



2016年10月15日 発行

2016年秋号

<第36号>

編集・発行/社会福祉法人ワークスユニオン 代表/池田直樹 〒551-0001 大阪市大正区三軒家西1丁目17-18 TEL06(6556)0881 FAX06(6556)0882 info@works-union.org http://works-union.org/tayori.html

私のパフォーマンス

先日のダンス発表会で、私はかなりのパフォーマンスを持っていました。

UNION-STARSというチームの中で100%のパフォーマンスをするということはプレッシャーとの闘いになるのでしょうか。実力とは何か、ダンサーとは何か、というむずかしい点をもにするわけではないものがあることに気付かず、私は踊っていた。

「虹」や「月のように」、この2曲がなかったら、私の人生は変わっていたのかもしれない。そういう実力というものが私にはあるのでしょうか。決してスーパースターというものをもとめることは、この2曲にしても初心者の私にとってむずかしいと思うから、ダンサー気取りでやろう！と考えたことがあります。そういうむずかしいパフォーマンスをやるとういのは、かんたんなことではないのです。

吉本 勲

人と人とのつながり

ワークスユニオンでは、利用者さんの休日が充実したものとなるよう、ヘルパーと一緒に外出する余暇活動支援を行っています。

長年行ってきた中で、活動の形・内容やニーズなど、少しずつ多様化してきたように思います。

余暇活動の行き先は多岐に渡り、この十数年で近畿圏内の遊び場はほとんど網羅しているのではないのでしょうか。

利用者さんの中には全ての休日に活動を行い、余暇を満喫している方もいます。

毎月多くの利用者さんに参加してもらっていますが、動機や参加の仕方は様々です。映画の活動に出かけては、開始早々スヤスヤ気持ち良さそうに眠る人。工場見学なのに工場の様子には目もくれず、案内人を追い抜いて進む人。お菓子作り体験では作るのはヘルパーにおまかせで、出来あがったものを美味しくいただく

多様な特性を持つ利用者さんの休日を支援するために、職員とヘルパーの連携・協力は欠かせません。職員がコーディネートし、実際に活動を主に行うのはヘルパーです。

例えば陶器を見ると、つい割ってしまう利用者さんがいます。月に何度か余暇活動に参加しているのですが、飲食店や、花瓶などが置いてあるトイレに入る際には注意が必要です。

活動開始当初は数名の職員が中心となって、どうすれば回避できるか、ご本人にとっても、周囲にとっても気持ち良く活動できるかを模索してきました。

そして少しずつヘルパーにつなげ、現在ではほぼ毎回ヘルパーのみで活動を行っています。活動当日の保護者さんからの引継ぎ、活動における新たな課題検討、本人の様子にあわせた臨機応変な内容変更など、それら全てをヘルパーが自主的に行ってくれている様子を見て、とても心強く感じています。

以前、その方の保護者さんとお話をした際、「生活の幅を広げるために、色々な経験を積んでほしい。」とおっしゃっていました。

時には周囲に迷惑をかけるしまうこともあります。しかし誰かの支援と、その支援の手が広がっていくことで、難しい部分を抱えていくし、ご本人の世界も広がっていくと思っています。

利用者さんの中には、ヘルパーとの関係作りに時間がかかる方や関わりにコツが必要な方もいますが、それでも支援の幅を広げるために、限られた職員・ヘルパーだけでなく色々な人と関われる体制を作っていきたいと考えています。

また余暇活動以外にも色々な場面でヘルパーの支援を必要としている利用者さんがいるので、応援いただけるヘルパーを常時募集

「ベストアシスト賞」受賞
4月30日(土)に開催された「ふうせんバレー西日本大会」で川口さんがベストアシスト賞を受賞されました。この賞は、自分自身のプレーをしながら、チームのフォローをされている方が表彰されます。日々の練習の中でチームワークが育まれてきた証です。受賞おめでとうございます。

(高橋)

「障害者差別解消法」 施行に思う

4月より施行された「障害者差別解消法」は、先に発効した「障害者権利条約」

の趣旨を具現化するための法律で、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、役所や会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由に差別することを禁止しています。

たとえば、「歯医者さんで治療のゆえを抑えきれなくて動いてしまったので、処置を拒否され、「もう来ないでください。」と言われた。ひとり暮らしをしたいので、

アパートを借りるために契約をしようとしたら、「火事を起こすかもしれないから」と契約を拒否された。」など考えられます。

「合理的配慮の提供」と

は、役所や会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除いて欲しいとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

身体的な障がいのある方への「合理的配慮の提供」

は、車椅子を利用している方なら、エレベーターやスロープが整備されていないければ上の階に昇れないのでそのような設備をすればよいと直ぐ考え付くのですが、知的な障がいのある方への「合理的配慮の提供」とは

「合理的配慮の提供」とはどのようなことを言うのか分かりにくいですが、たとえば、「知的な障がいのある方にも参加していただく会議の席には、ルビ付で分かり

やすい文章の資料を準備することや、疑問や質問に、分かりやすく答えられるスタッフを準備する。」などが考えられます。

私は、知的な障がいのある方への「合理的配慮の提供」には、ご本人がどうしたいのかを、支援者の援助を受けながら自分で決めると言う「自己決定」と「意思決定支援」が重要だと考えています。

知的な障がいのある方が、きちんと自分で決定できるようにするには、かなりの時間と支援者による適切なアプローチが必要ですが、このことなくして「合理的配慮の提供」がなされたとは言えないと考えています。

先日、私たちが生活支援を担当し、病院の清掃をしている利用者の行動が職場で問題となりました。

彼は淡い好意を抱く女性を仕事にもついで見つめてしまう事があるらしく、そ

れが、その女性に「強度のストレス」を感じさせる状況になっており、出勤時間が被らないよう出勤時間を遅らせて欲しいとの連絡でした。早速「ケース会議」

を開き、就業場所と出勤時間の変更が検討されました。

担当職員が、彼と「今回の問題点と、今後どうするか」について、時間をかけて話し合いました。

対話の中で、彼は今回の自分の行動の非を認めて、就業場所の変更は直ぐ納得できましたが、出勤時間を遅らせることについては、難色を示しました。

出勤時間を遅らせると、遅刻になる。「遅刻は絶対したくない」との思いから彼は承服できなかったのです。

彼の「遅刻はしたくない」との強い気持ちを職場に伝え、出勤時間は逆に早くするよう提案することで、彼も会社も納得できました。

私たちもそうですが、特

に知的な障がいのある方にとって、心の状態が乱れている場合の意思決定は、本意に反することが多いものです。

私たちワークスユニオンは、一人ひとりの利用者の心が安定した状態を保てるように留意した上で、一人ひとりの利用者自身に本人が理解できる言葉で状況や判断して欲しいことなどについて解説や助言も含めて伝え、「自分は何をどうしたいのか」について自分で決められるようになって欲しいと考えています。

保護者の皆さんには、お子さんに失敗や間違った判断をして欲しくないとの強い思いのあることは理解していますが、私は失敗を恐れる必要はないと考えています。

その間違いや失敗を支援者と共に振り返る中で、利用者たちは、人間としてさらなる成長を遂げることができるのです。

(南石)

「夏のおもいで

和の旅



今年度の和旅行は7月14日(木)、15日(金)で、岐阜県に行きました。

毎年秋に行くのが恒例でしたが、他の季節の旅行も体験してもらいたいと考え、今回は初夏に実施しました。

1日目。昼食は風情のある民家風の店にて、みんな「おいおい」と「古代焼き」を食べ、近辺にある生簀でニジマス掴み。その後トロッコに5分ほど乗り、鍾乳洞入り口まで到着、ひんやりした鍾乳洞巡りをしました。そこから戻ると先ほど自分達が捕った魚がちょうど焼けており、みんなおいしそうに頬張っていました。夜は下呂温泉につかり、さっぱりした後に、毎年恒例のカラオケ宴会。

2日目。昭和村で皿絵付け体験、午後よりは宇宙科学館見学というコースでした。

心配していた天候にも恵

まれ楽しむことができました。今回の旅行で1番の人氣はニジマス掴みで、旅行後もその話題を多く聞きました。

魚を掴むのは苦手と想像

していたAさん。職員の手想とは裏腹に先陣を切って魚を追いかけ、3、4匹も捕まえていました。後日、利用者さんからは「ニジマス掴みは、めちゃ楽しかった。水に入ることができてとても気持ちよかったです。」と聞くことができ、夏を満喫できたようです。

今後是非日常体験を通して隠れた可能性が発揮できる場を考えていきたいと思

います。(島村)

住野さんへ

匠を利用されていた住野利典さんが、平成二十八年七月二十二日にご逝去されました。

笑顔が素敵で明るい性格の住野さんは、いつもみんなが周りに集まる人気者でした。住野さんが困った時は、他の利用者さんが自然と手伝ってくれていて、匠全体が以前よりも、助け合える、一緒に喜び合える気持ちが強くなりました。

しました。いつもわらってくれました。住野さんは天国へ行きました。さみしいです。まりこがんばりますのでみててください。さようなら。」

桑田悦子「住野さんと旅行のときにバスと一緒にすわったことがいちばん楽しかったです。住野さんといっしょにしがたができたことがとてもたのしかったです。」

山形繁雄「ダンスも楽しかったです。旅行も一緒に行きました。思い出がいろいろありますね。いろいろ有難うございます。」

田中光恵「私はすみのさんといっぱいおはなしをしました。ジャンケンもいっばいしました。たくみの旅行一緒にごちそうもおいしく食べました。ぼく、おはようといっぱい言っていました。」

住野さん、これからも匠を見守っていてください。ね。ありがとうございます。

(横田)

編集後記

障害者差別解消法の発効直後の七月二十六日に、この法律の意図に反する悲惨な事件が神奈川県で起きた。障害者支援施設で知的な障がいのある方々が次々に襲われ、十九名の命が奪われ二十六名の方が負傷した。亡くなられた方々のご冥福と怪我をされた方々の、一日も早いご回復をお祈りします。

この事件を振り返る中で、安全対策は当然講じられなければならぬ。しかし、安全対策の名の下に、障害者支援施設を閉ざし、障がいのある方々の地域生活を後退させるような施策が打ち出された場合は、断固反対する。

かつて、「障がい者を守る」どの御旗の下に、多くの障がいのある方々を辺鄙な地の巨大施設に押し込め、その自由と当り前の生活を奪った私たち日本の歴史を忘れてはならない。(N)